

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前（平成二十九年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号の規定による改正後のもの（未施行））
<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率</p> <p>二 単体Tier1比率及び連結Tier1比率</p> <p>三 単体普通株式等Tier1比率及び連結普通株式等Tier1比率</p> <p>四 単体及び連結における総自己資本の額</p> <p>五 単体及び連結におけるTier1資本の額</p> <p>六 単体及び連結における普通株式等Tier1資本の額</p> <p>七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額</p>

二	[略]
三	[略]
四	[略]
五	[略]
六	[略]
七	[略]
八	自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項
九	自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
十	[略]
十一	[略]
十二	連結レバレッジ比率に関する事項
2	<u>前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、それぞれ作成するものとする。</u>

八	[同左]
九	[同左]
十	[同左]
十一	[同左]
十二	[同左]
十三	[同左]
十四	[同左]
	[号を加える。]
	[号を加える。]
十五	[同左]
十六	[同左]
	[号を加える。]
2	<u>前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。</u>

<p>3 <u>第一項第二号及び第四号</u>に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づくと有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づくと四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づくと半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p><u>〔別紙様式第八号〕</u></p> <p>〔別紙〕</p> <p><u>〔別紙様式第九号〕</u></p> <p>〔別紙〕</p>	<p>3 <u>第一項第九号及び第十一号</u>に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づくと有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づくと四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づくと半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p>〔別紙様式を加える。〕</p> <p>〔別紙様式を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記せぬ。</p>	

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した別紙様式を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(商工組合中央金庫における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(商工組合中央金庫における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>

<p><u>(別紙様式第三号)</u> [別紙]</p> <p><u>(別紙様式第四号)</u> [別紙]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	